

指定活用団体が行う民間公益活動促進業務について（案）

- ※ 法及び中間整理に記載された事項並びにこれまでの審議会における議論を整理したもの
 ※ 「民間公益活動促進業務」とは、法21条1項1～6号に規定される指定活用団体が行うこととされている業務

論点 指定活用団体は、法律に具体的に明記されている業務（以下「基本的な業務」という。）のほか、事業の適正な実施に当たって行うことが期待される業務として、どのようなものがあるか。

《基本的な業務》

- (1-a) 資金分配団体に対する、助成等の実施に必要な資金についての助成又は貸付け
(21条1項1号) **【事務局案1】**
- (1-b) 民間公益活動を行う団体に対する、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付け
(21条1項2号) **【事務局案2】**
- (2) 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の監督 (22条3項)
- (3) 休眠預金等交付金の受入れ (21条1項3号) **【確認事項1】**
- (4) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究 (21条1項4号)
- (5) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動 (21条1項5号) **【確認事項2】**
- (6) 適切な評価の実施 (22条1項、26条4項)

《指定活用団体において行うことが期待される業務》

- (1) ICT等先端技術を活用した「知の構造化センター¹」機能を担うシステムの構築
【事務局案3】
- (2) 成果評価実施支援
- (3) 研修
- (4) 国際交流

¹ 「知の構造化」とは、自律分散的に創造された知識と知識の関係性を明らかにすること。これにより、知的価値、経済的価値、社会的価値、文化的価値に結びつけるための方法論を構築し、成果の実装に結びつける。

1. 基本的な業務（法律に具体的に明記されている業務）

《（1-a）資金分配団体に対する助成又は貸付け 関係》

事務局案1 伴走型支援の重要性を踏まえると、指定活用団体が、助成又は貸付を行う資金分配団体を公募で選定する際には、資金分配団体を希望する団体に対して、助成等の資金プログラムだけではなく、提供可能な経営支援等の非資金的支援もセットにした「包括的な支援プログラム」の提出を求めることとし、その内容を踏まえて、具体的な資金分配団体を選定することにはどうか。

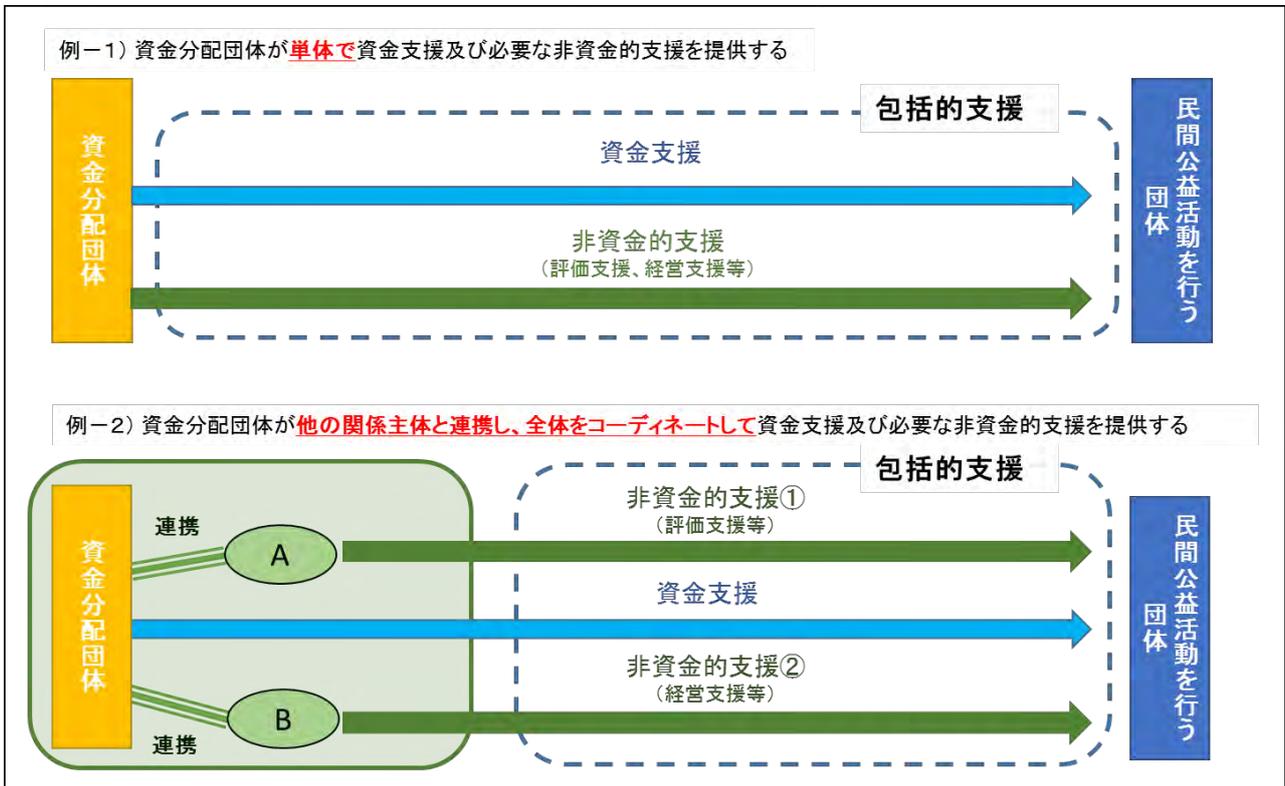
ただし、資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支援の提供可能な団体等と連携して、上記包括的な支援プログラムを作成・提出することも可能とする。

※ 当該応募団体が、適確かつ公正な業務運営体制を担保する上で求められる組織運営体制を備えていることは大前提とする。

（法第21条1項1号関係）

※ 「包括的な支援プログラム」とは、資金分配団体がどのような民間公益活動を行う団体を対象として、どのような支援を行うか等に関して、その方針や方法をまとめたものであり、支援については、資金支援だけではなく、それに付随して提供する非資金的支援（伴走型支援）とを一体としたものいう。

【参考：包括的支援のイメージ例】



《 (1-b) 民間公益活動を行う団体に対する貸付け 関係 》

事務局案2 「民間公益活動を行う団体に対する、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付け」
に関して、指定活用団体が民間公益活動を行う団体に直接貸付けを行える機能を生かして
支援するものはどのようなものか。

(法第21条1項2号関係)

指定活用団体は、資金分配団体を經由せずに、民間公益活動を行う団体に対し直接貸付けを行うことはできるものの、民間公益活動全体が未だ発展途上にあり、民間公益活動を行う団体に対する支援能力を有する組織や人材が乏しい中で、指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら制度を開始せざるを得ないことを踏まえると、指定活用団体は、資金分配団体を通じた民間公益活動を行う団体への助成等を実施することによって本制度を確立させることを、当面は優先すべきである。

また、指定活用団体が、民間公益活動を行う団体に対して直接貸付けを実施した場合には、債権管理をはじめ種々の業務が生じることになるため、指定活用団体の肥大化をもたらしかねないおそれがある。

したがって、指定活用団体が民間公益活動を行う団体に対して貸付けを行うことについては、当面、慎重に考える必要があり、指定活用団体は、資金分配団体や民間公益活動を行う団体と連携しながら、積極的に案件の発掘・形成に努めるものの、民間公益活動を行う団体への助成等は、資金分配団体を育成する観点からも、原則、資金分配団体を經由して実施することとしてはどうか。

《 (3) 休眠預金等の受入れ 関係 》

確認事項1 休眠預金等交付金の受入れ等に係る確認事項として、指定活用団体は、休眠預金等の効率的な執行を資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に促しつつ、自らも適正かつ効率的な活用を徹底する措置を講じることを明記する。

(法第21条1項3号関係)

例えば、以下のような内容を想定。

- ・民間公益活動促進業務に必要な経費については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定するとともに、併せて、外部監査結果も有効活用するなど、効率性の観点から常に精査するとともに、その使用状況についての情報公開を徹底する。また、これらの履行を担保するため、指定活用団体は実効性ある措置を業務規程に定めることとする。
- ・仮に予算に執行残が生じた場合であっても、その執行残は翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れ、より一層の効果的・効率的な民間公益活動促進業務の実施を期するため、指定活用団体は実効性ある措置を業務規程に定めることとする。

《 (5) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動 関係 》

確認事項2 休眠預金等の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、その実績を国民一般に周知するため、指定活用団体においてシンボルマーク（助成等標識）を策定し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が休眠預金等を活用して実施する事業において、シンボルマークの表示を求めることを明記する。

（法第21条1項5号関係）

※ シンボルマークは、他の財団等の例では、当該財団等の判断により策定し、その利用については公募要領や実施要領において記載されるものではあるが、休眠預金等の活用に当たっては高い透明性が求められること等から、特に基本方針に記述するもの。

《 事例 》

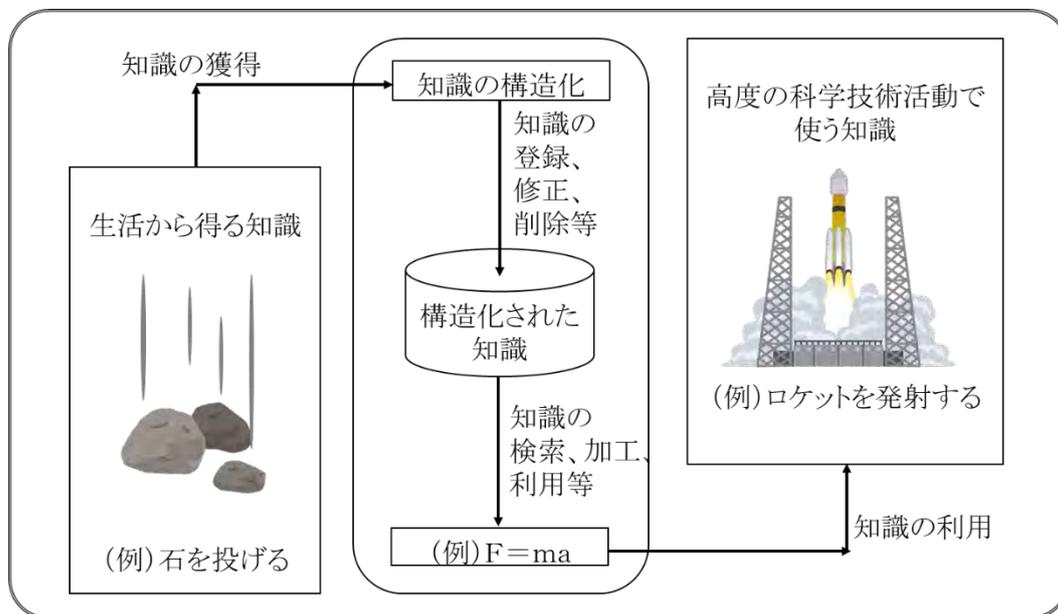
<p>公益財団法人日本財団 ※モーターボート競走法に基づく「船舶等振興機関」</p>	<p>公益財団法人 J K A ※自転車競技法に基づく「競輪振興法人」</p>
	
<p>補助事業によるイベント開催時や助成事業成果物等の見やすい位置に表示</p>	<p>補助事業の実施の際は、補助事業であることをシンボルマークとともに表示</p>

2. 指定活用団体において行うことが期待される業務 (指定活用団体の事業の適正な実施に当たって行うことが期待される業務)

《 (1) ICT等先端技術を活用した「知の構造化センター」機能を担うシステムの構築 関係》
事務局案3 ICT等先端技術を活用した「知の構造化センター²」の機能を担うシステムを指定活用団体が構築することとしてはどうか。

透明性の確保や好事例の横展開や波及効果の創出等を図るため、資金分配団体や民間公益活動を行う団体における事業の進捗状況や成果、好事例及び失敗事例の要因分析結果、評価結果等の情報を一元化して、横断的かつ具体的に分析し、その結果を構造的に整理した上で、これを広く公開し、さまざまな場面で活用できるようにするシステムを構築することとしてはどうか。

《参考》知識の獲得から利用までの過程のイメージ



出典：「知識の構造化」小宮山宏（2004）

² 「知の構造化」とは、自律分散的に創造された知識と知識の関係性を明らかにすること。これにより、知的価値、経済的価値、社会的価値、文化的価値に結びつけるための方法論を構築し、成果の実装に結びつけること。(再掲)